

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び公営企業管理者企業庁長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和8年2月24日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県議会議員 谷 和雄

強度行動障害者への支援体制について

「強度行動障害を有する方への支援」には、障害福祉サービス、医療、就労サポートなど、複数の支援機関が関わっています。中でも支援の中心となる障害福祉サービスは、障害の種類や必要とされる障害支援区分に応じて提供されています。

そうした中、中井やまゆり園で長く暮らした利用者を民間法人が日中活動及びグループホームでお預かりしたところ、区分 6 から 5 に下がる事例がありました。市、町の担当者によれば「区分が下がったので良かった。」との事ですが果たしてそれで良いのでしょうか。

何故ならば、サービス提供の内容が変わらなくとも、障害支援区分が下がると、支払われるサービス費は少なくなります。民間法人の職員が一生懸命支援した結果法人に入る支援費が下がり、結果として人員を減らさないといけなくなり、障害を持った方が一番辛くなることとなります。今後、中井やまゆり園をはじめとする、施設からの強度行動障害者の受け入れに積極的に取り組みにくい状況となるかと考えます。そもそも、行動障害は投薬治療よりも手厚い支援の方が、一時的に改善が見込まれます。このため、グループホームなどによるきめ細やかな支援の継続が必要と考えます。

このままでは、強度行動障害者へのサービスの低下により当事者が元の状況に戻りかねないと同時に、民間施設の経営継続も厳しいものとなるのではと危惧しております。

令和 7 年 3 月障害保健福祉関係主管課長会議資料にあるとおり、強度行動障害を有する者に対する障害支援区分認定について、「障害支援区分の認定に当たっては、認定調査項目の判断基準の留意点として『行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する』こととしており、そのため、『行動上の障害が現れた場合』と『行動上の障害が現れないように支援している場合』は同等の評価となる。」とあり、事業者が行った利用者の重度化防止、自立に向けた取組を踏まえ、支援区分を決定すべきであり、また、民間法人の取組がきちんと評価されるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

県営水道の渇水対策・対応について

相模川水系では 2026 年 2 月上旬時点で、津久井湖（城山ダム）は記録的な少雨により深刻な渇水に見え、貯水率が 10～20% 台に低下、湖底が露出しています。これによりボート営業が休業や縮小を余儀なくされ、周辺の斜面が不安定になるなどの影響が出ています。2026 年 2 月の状況を含め、過去には 1967 年や 1996 年にも同様の大渇水が発生しております。

現在、県では貯水率が比較的高い酒匂川水系からの取水量を増やす対応で凌いでいる状況と承知しています。県内ダムの他には芦ノ湖がありますが、芦ノ湖の水は神奈川県が活用できない状況にあります。

そこで、このような渇水状況でも県内の地下水盆（ちかすいぼん）の地下水を活用すべきと私は考えます。

地下水盆とは、周囲を山地などに囲まれた低地（盆地）の地下に、砂や礫（れき）の厚い地層が分布し、そこに大量の地下水が「天然の水がめ」のように貯留されている地下構造のことです。典型的な例として、豊富な水が湧き出る神奈川県の秦野盆地が知られています。

秦野市では、豊富な地下水がありながら、県営水道からも供給管を通して、受水しているほか、災害時に備え緊急連絡管で両水道はつながっています。これらの管路を利用して秦野市の盆地に蓄えられている、芦ノ湖 4 杯分といわれる秦野の名水をより多くの県民に届ける事ができればと私は考えます。

そこで、異常渇水時などに、秦野市水を県営水道に供給することができれば良いと考えますが、企業庁長の見解を伺います。

消防団員の処遇改善について

山林火災は昨年冬も全国で相次ぎ、県内では昨年 12 月に伊勢原市と厚木市にまたがる日向山で発生したほか、今年 1 月には表丹沢・塔ノ岳へ通じる秦野市内の登山道付近で発生し、火災が広がってしまいました。消火活動の制約が多い山林火災は延焼を食い止めるのが難しいものと承知しています。

そうした中、消防団員の皆さんは 20 キロの水のうを背負って山に登り消火活動をして下さいました。改めて消防団員の皆さんに敬意を表するところです。こうした事からも更に消防団員の処遇改善に取り組むべきと考えます。

消防団の処遇改善に向けては、団員減少や高齢化、災害の激甚化に伴う負担増に対応するため、地域の状況に応じて、国や自治体が報酬の増額、活動のデジタル化による業務効率化、安全装備の充実、学生への配慮などを通じて、消防団員の活動環境を向上させ、継続的な活動を支援する取り組みを行っています。

具体的には以下の施策が行われています。それぞれ取り組みについては

1. 報酬の増額・個人支給化: 年額報酬や出動報酬を国の基準に合わせて引き上げるとともに、団を經由せず団員個人の口座へ直接支給する方式への変更。
 2. 出動報酬の明確化: 災害時の出動だけでなく、訓練などの活動実績に基づき、個人へ直接手当を支給する。
 3. 退職報償金の充実: 勤続年数に応じた退職報償金の引き上げ。
 4. 装備の拡充: 安全な活動のために必要な防護服や資機材の導入・更新。
 5. 事務・業務の効率化: 報告書類の簡素化や管理システムの導入による事務負担の軽減。
 6. 学生消防団員の支援: 大学等と連携し、自治体による学生消防団活動認証制度の導入などによる学生が活動しやすい環境づくり。
 7. 企業協力の推進: 消防団協力事業所に対し、入札加点や税制優遇を行う。
- と様々あります。

私は消防団員を 21 年間務め、経験したことから、特に 7 番目の項目の充実が必要と考えます。

また、我々県民も地元の消防団員に敬意を払い、感謝の気持ちを持つことが団員の皆さんの士気向上に繋がるものと考えます。

そこで知事に伺います。県としての消防団員の活動環境の向上に係る支援について、見解を伺います。